

漁業者等緊急保証対策事業のご案内

「早く漁業を再開したい」「再開のための融資を受けたい」
「でも担保も保証人もない」という皆様へ

東日本大震災対策により

漁業信用基金協会が
皆様の借入金を
全額保証 します

保証料助成も行います

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- すべての事業資金の保証支援を行います
- 保証料は最初の1年間は無料です
- 漁業信用基金協会への会員出資をされている方は、新たな出資負担はありません。
- 所要額の100%が保証されます（一部除外資金があります）
- 保証限度額はありません

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が保証を受けられるのですか



東日本大震災により被害を受けた全国の中小漁業者、水産加工業者、漁協などです。

Q2 保証を受けるのには何が必要なのですか



被災した事を証明する資料（罹災証明書等）が必要です。
（詳しくは信漁連や漁協、漁業信用基金協会へお問い合わせ下さい。）

Q3 保証の申込みはいつまで受け付けているのですか



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください



※ 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

- お近くの信漁連等の民間金融機関
<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>
- お近くの漁業信用基金協会
<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/sub4.html>
- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-6744-2346
農林水産省